

# コンプライアンス規程

一般社団法人おきなわ子ども未来ネットワーク

版 数	第1版
最終改定日（制定日）	2024年12月11日
施行日	2024年12月11日

# 目 次

第1章 総則.....	1
第1条 目的.....	1
第2条 適用範囲.....	1
第2章 定義.....	1
第3条 定義.....	1
第3章 法人及び役職員等の責務.....	1
第4条 法人の責務.....	1
第5条 役職員等の責務.....	1
第6条 役職員等の禁止事項.....	1
第7条 責任者.....	1
第4章 コンプライアンス違反発生時の対策.....	2
第8条 コンプライアンス違反発生時の基本対応.....	2
第9条 コンプライアンス違反への対応.....	2
第10条 対策本部の設置運営.....	2
第11条 対策本部の役割.....	2
第12条 コンプライアンス違反の経過記録等.....	2
第13条 再発防止.....	2
第5章 コンプライアンス違反行為の相談・通報.....	2
第14条 相談・通報.....	2
第15条 相談・通報後の対応.....	2
第16条 懲戒処分等.....	2
第17条 改廃.....	3
附則.....	3
第1条 施行日.....	3

# コンプライアンス規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本規程は、一般社団法人おきなわ子ども未来ネットワーク（以下「法人」という。）の事業活動を行う上で基本原理となるコンプライアンスに係る基本事項を定め、公正、明朗な事業運営の確保に資することを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 本規程は、法人の役員及びすべての職員（以下「役職員等」という。）に対して適用する。

## 第2章 定義

### (定義)

- 第3条 本規程においてコンプライアンスとは、法律、政令、規則、定款、社会的規範、企業倫理、自主規制、社内規程等を適切に遵守して事業運営を行うことをいう。
- 2 本規程においてコンプライアンス違反とは、法人のコンプライアンスの観点から問題がある事象が生じ、又は犯罪等の外部的要因により生じ、法人に物理的、経済的若しくは信用上の損失又は不利益を生じさせるすべての可能性が顕在化し、又はそのおそれのある状態をいう。

## 第3章 法人及び役職員等の責務

### (法人の責務)

第4条 法人は、コンプライアンスへの取組を経営の基本方針の1つとし、コンプライアンス推進体制の整備及び維持向上に努める。

### (役職員等の責務)

- 第5条 役職員等は、職務の遂行にあたって、企業行動規範の内容を理解し、何よりもまず、コンプライアンスに関するルールを最優先に遵守しなければならない。
- 2 役職員等は、コンプライアンス違反になる可能性に留意し、適切に職務を遂行するとともに、コンプライアンス違反の回避、軽減その他必要な措置を事前に講じるよう努めなければならない。

### (役職員等の禁止事項)

- 第6条 法人の役職員等は、次に掲げる行為を行ってはならない。
- (1) 自ら法令等に違反する行為
  - (2) 他の役職員等に対して法令等に違反する行為を指示・教唆する行為
  - (3) 他の役職員等の法令等に違反する行為を許可、承認または黙認する行為
  - (4) 反社会的勢力との関係及び取引行為

### (責任者)

- 第7条 法人のコンプライアンス担当は、代表理事とする。
- 2 コンプライアンス担当は、法人のコンプライアンスに関する事項を所管し、コンプライアンスに関する各種施策の立案及び実施の責務を有する。

## 第4章 コンプライアンス違反発生時の対策

(コンプライアンス違反発生時の基本対応)

- 第8条 役職員等は、コンプライアンス違反が発生した場合、迅速的確な初期対応により、事態の拡大防止と早期の収束に努めるとともに、代表理事へ報告する。
- 2 その後の処理については代表理事の指示に従う。

(コンプライアンス違反への対応)

- 第9条 コンプライアンス違反の報告を受けた代表理事は、理事会に報告するとともに、関係職員へ必要な指示を行う。

(対策本部の設置運営)

- 第10条 コンプライアンス違反が発生した場合には、代表理事を本部長とする対策本部を設置し、一元的に対応する。

(対策本部の役割)

- 第11条 対策本部の役割については以下を基準とし、コンプライアンス違反の内容に応じて対応する。
- (1) 対策本部長：コンプライアンス違反对応の最高責任者としての全般統括及び対応方針の決定
- (3) 役職員：社外との連絡調整対応、社内外広報・マスコミ・IR対応、職員の安否確認、人事・福利・厚生対応、社内外各種情報の収集整理及び社内伝達、災害復旧対応等

(コンプライアンス違反の経過記録等)

- 第12条 コンプライアンス違反の分析・評価及び活用のために、役職員は、コンプライアンス違反への対応状況、経過等を記録するものとする。

(再発防止)

- 第13条 代表理事は、事態の収束後速やかに、対応の問題点、事態発生の原因分析、再発防止策等を取りまとめ、理事会に報告するものとする。

## 第5章 コンプライアンス違反行為の相談・通報

(相談・通報)

- 第14条 役職員等は、コンプライアンス違反やその可能性を発見した場合は、代表理事に相談・通報しなければならない。
- 2 相談・通報を受けた代表理事は、速やかにその内容を理事会に報告しなければならない。

(相談・通報後の対応)

- 第15条 代表理事は、相談・通報を受けた事案の事実関係を調査し、対応する。
- 2 代表理事は、前項の調査結果を理事会に報告しなければならない。なお、緊急を要する事項及び経営に重大な影響を与えると認められる事項については、速やかに理事会に報告するものとする。

(懲戒処分等)

- 第16条 第6条の規定に違反した役職員等に対し、懲戒処分等を行うことができる。

(改廃)

第17条 本規程は、理事会の決議により、改廃する。

附則

(施行日)

第1条 本規程は、2024年12月11日より施行する。

(2024年12月11日理事会決議)